平成３０年（フ）第１９号
京都府亀岡市西つつじケ丘美山台２丁目８番８号
債務者　重本　英彦
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第１号
和歌山県御坊市藤田町吉田125番地５
債務者　上久保照男
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　九鬼　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成３０年（フ）第２１号
宮城県遠田郡美里町牛飼字牛飼151番地４やよい荘104号、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町字中島79番地19
債務者　宮川　教之
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１１０３号
横浜市西区南浅間町32番地４
債務者　西村　正穂
保佐人　二階　美鈴
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網野　雅広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４９号
神戸市西区井吹台東町１丁目５番地の１20―301号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町８丁目３番19号
債務者　村田　裕保
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　判治　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８５号
兵庫県伊丹市中野東１丁目２番地　市住玉田９―908号
債務者　村上　祐介
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
兵庫県加古川市尾上町旭２丁目18番地の４
債務者　前本　　靖
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３２号
福島県郡山市中田町高倉字善明寺126番地
債務者　宗形　真宏
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
大分市大字森町718番地の５（ソレーユ森町Ａ201）
債務者　佐藤　　零
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７号
石川県鳳珠郡能登町字小木13字50番地
債務者　細川　雄太
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成３０年（フ）第５６７号
名古屋市西区枇杷島２丁目６番24号　ユーハウス東枇杷島７Ｂ号
債務者　花木美智子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３１号
函館市栄町16番16号　よろこびの家
債務者　三瓶　慶子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５０号
函館市駒場町９番13―802号
債務者　小松　大三
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６０号
函館市湯川町１丁目９番２号　コーポシャンブル302号室、住民票上の住所函館市上野町23番22号
債務者　岩谷　幹治
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５３号
山形県上山市金瓶字原114番地の１
債務者　大沢　愛子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
山形県村山市大字富並847番地１
債務者　髙橋　智也
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野2004番地１
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係